

# もりや仙一郎便り

県政報告 Vol.83

山形県

## 東北初「受動喫煙防止条例」採択

### 「対策の内容が不十分」で付帯決議

受動喫煙を防ぐ山形 した。この条例は東北 院では屋外であっても 受動喫煙防止対策推進 県の条例案が昨年12月 初で、国の改正健康増 喫煙場所を設置しな 委員会で検討が続けら の県議会定例会の本会 進法よりも踏み込んだ い」など下記の項目が れた結果、吉村美栄子 議で可決、成立されま 内容です。「学校や病 盛り込まれています。 県知事は一度、条例提 出を断念し、平成27年 2月に「やまがた受動 喫煙防止宣言」を制定 しました。しかし県民 同条例を巡ってはこ れまで受動喫煙防止を 推進する健康を守る医 師会や県民の声が寄せ られる一方、飲食店、 旅館、ホテル関係者な どからは「客足が遠の ったもの」「講ずべ く」と条例設置に反対 の声が上がりました。 など構成する山形県



今回の条例は、国が 昨年7月に制定した 「改正健康増進法」と の違いを提示しなけれ ばなりません。同法は 学校、医療機関、児童 福祉施設等で禁煙を求 め、屋外の喫煙場所は 「設置可」となってお ります。一方で県も屋 内は禁煙ですが、屋外 への喫煙場所の設置は 「設けないよう努める」 としていいます。議会に 行ったくないのも、山 形県は非常に高いそう です。山形県の特異性 の件はふえてお 行っているのも、山 形県は非常に高いそう です。山形県の特異性 の件はふえてお

った場合の措置をとる 場合の経費に対する助 成制度がない」などの 懸念が残り、異例の付 帯決議を付して条例案 を採択しました。

#### 条例内容に混乱 「わかりにくい」正す



既存の中小飲食店が 今回の条例措置を取る に当たり、費用がかか る「分煙室の設置」に 対する助成はなく、単 に条例制定が優先され ました。助成に關して は2月25日の代表質問 で述べる予定で、受動 喫煙防止に賛同する立 場ではあるものの、県 民に規則を求めるので あればわかりやすい条 例が必要です。県に条 例を出すことが目的で はなく、施設において 混乱を来すこととなっ ています。

「私には被害に遭わな い」という思い込みが あり、対策をしていな いうのです。山形県警 には禁煙ですが、屋外 への喫煙場所の設置は 「設けないよう努める」 としていいます。議会に 行ったくないのも、山 形県は非常に高いそう です。山形県の特異性 の件はふえてお

「分煙室設置」へ 助成予算を要求

この条例は、国が 昨年7月に制定した 「改正健康増進法」と の違いを提示しなけれ ばなりません。同法は 学校、医療機関、児童 福祉施設等で禁煙を求 め、屋外の喫煙場所は 「設置可」となってお ります。一方で県も屋 内は禁煙ですが、屋外 への喫煙場所の設置は 「設けないよう努める」 としていいます。議会に 行ったくないのも、山 形県は非常に高いそう です。山形県の特異性 の件はふえてお

代表質問 2/25 10時〜 12時 まで ぜひ傍聴 してください



留守の際は鍵をかけましょう！

## 県民の防犯意識「非常に低い」 施錠率は全国ワーストワン

文教公安常任委 員会で県警本部長 は「山形県民の防 犯意識は全国の中 でも非常に低い」 と厳しい発言をさ れました。「自宅 の施錠率」は全国 でワーストワンと のことで、空き巣 被害を及ぼすだけ でなく、常日頃よ り防犯に対する意 識が甘いことがうかがえます。 また、自宅の固

横断歩道は歩行者優先

文教公安委員会が、 守るもので、運転者は 横断歩道に人が立って いる場合は、一時停止 する、すなわち止まら なければいけません。 交通企画課長は「軽い 行為と受け止められて はいけない。止まらな いことは犯罪で極めて 危険な行為だ」と答弁 してまいります。警察本 部においても取り締ま りを強化することです。

**もりや仙一郎事務所**

ご意見を募集しております。FAX・メール・ブログで こうして欲しい! ココが問題! 改善して欲しい...など 頂けると幸いです。

☎023-651-5539 FAX023-651-5549

〒994-0013 天童市老野森 3丁目 4-17

もりや仙一郎 検索

ホームページ <http://www.10016.jp/>

facebook 友達登録をお願い致します。 QRコードでアクセス

**山形県受動喫煙防止条例の概要**

施設毎の対策 県独自の内容 (一部抜粋)

- 学校 (大学等を除く)・医療機関・児童福祉施設など 禁煙 (屋外にも喫煙場所を設けないよう務めるものとする)
- 公共性の高い施設 社会福祉施設・美術館・図書館・駅舎・金融機関・映画館・集会場・公衆浴場 ほか 屋内禁煙 (喫煙専用室等を設けないよう務めるものとする)
- 客席面積100㎡以下で、個人又は中小企業 (資本金又は出資の総額が5千万円以下) が経営する既存飲食店 改正健康増進法の経過措置の特例に基づき、主たる出入口への標識の掲示により喫煙可とする既存飲食店においても、望まない受動喫煙の防止に自主的に 取り組むよう務めるものとする。